

# 宍粟市社協 第5次地域福祉推進計画

2025年度から2029年度



## 支え合い

## ふくしプラン

～みんなですすめよう

ふくしでまちづくり～



社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

2025年4月

## ごあいさつ

近年、急速な人口減少や少子高齢の進行、家族形成の変化や地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、8050問題やダブルケア、ひきこもり、また、長期に渡ったコロナ禍の影響による貧窮世帯の増加や単身世帯の増加も相まって、孤独や孤立の問題も浮き彫りになるなど、地域の福祉課題や地域住民のニーズは複雑化・複合化しています。



このような背景の中、この度、令和2年度から5年間にわたり取り組んだ、「第4次地域福祉推進計画」を継承し、令和7年度から令和11年度までを推進期間として、「みんなですすめよう ふくしでまちづくり～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～」を地域福祉目標に、「第5次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）」を策定しました。

地域の団体、福祉関係者、企業、行政など、幅広い分野から策定委員として参画いただき、ご協議いただいた意見を基に、①助け合いの心を広げよう、②協力し支え合うつながりをつくろう、③住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けようを基本目標としました。また、基本目標の実現に向けた、社協の強化方策についても具現化し、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざして、本計画を推進していきます。

そして、宍粟市が策定の「第4期宍粟市地域福祉計画」との整合や協働も考慮しながら、本計画の実践をとおして社協の役割を果たしていきますので、より一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、本計画の策定にあたり、西中委員長をはじめ15名の策定委員のみなさま、アドバイザーの兵庫県社協の福本部長には、多大なるご尽力を賜りましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年4月

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会  
会長 岸本 年生

## 第5次地域福祉推進計画の策定にあたって

コロナ禍による活動自粛が緩和され、去年は、敬老祝賀会やふれあい喫茶等の催しがあちこちで再開されました。地域に活気が戻ってきたことは、大変喜ばしいことです。

さて、第5次地域福祉推進計画がまとまりました。第4次地域福祉推進計画に引き続き、愛称を“支え合いふくしプラン”としました。地域住民が、住民主体で支え合いながら、社会福祉協議会（以下、社協）等と連携し、だれもが安心して住み慣れた地域でその人らしく暮らせるようにと考えました。



策定にあたり、まずは社協職員のみなさんが、各々の現場で得た情報や課題を作業部会で共有しました。そしてその内容をもとに策定委員会で現状を把握し、どんな宍粟市をめざすのか、自分の思いを伝えることから始まりました。第4次地域福祉推進計画の活動目標を整理し、市の地域福祉計画との整合性に配慮しながら、グループワークと作業部会を重ねていきました。策定委員会の意見を取りまとめて体系化するという、大変な作業を担ってくださった作業部会の皆さま、的確な助言をいただいたアドバイザーの兵庫県社協地域福祉部部長福本様に、心から感謝申し上げます。

また、策定委員会のメンバーには、社協理事や学識経験者をはじめ、地域福祉に関係する各種機関の代表者が多く、グループワークを通じて、日々の活動の情報交換をすることができ視野が広がり、これからの活動に活かされていくことと思います。

第5次地域福祉推進計画は、令和7年から令和11年の5年間の活動を定めたものです。地域福祉目標である「みんなですすめよう ふくしでまちづくり～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～」を達成するために、人と人のつながりを大切に、それぞれの立場で取り組んでいただく為の道標となることを祈念しております。

令和7年4月

第5次地域福祉推進計画策定委員会  
委員長 西中 登美子

# もくじ

ごあいさつ（社協会長、策定委員長）

## 第1章 社会福祉協議会とは

- 1 社会福祉協議会の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 社会福祉協議会がめざすもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 計画の策定にむけて

- 1 社会福祉をとりまく現状と課題・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 宍粟市地域福祉計画との整合性・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 第5次地域福祉推進計画

- 1 計画のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - ・総合体系図
  - ・地域福祉目標と計画の愛称
  - ・基本目標・社協目標、活動目標、個別活動目標

## 第4章 計画の推進と管理方法

- 1 第5次地域福祉推進計画の進行管理・・・・・・・・・・ 2 1
- 2 宍粟市社会福祉協議会職員の連携・・・・・・・・・・ 2 2

## 資料編

- 第4次地域福祉推進計画で取り組んできたこと・・・・・・・・ 2 3
  - ・数字から見る宍粟市の地域福祉の現状・・・・・・・・ 2 7
- 計画策定の流れ（策定委員会・作業部会）・・・・・・・・ 3 2
- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1
- 策定委員名簿（職員名簿）・・・・・・・・・・・・ 4 2



## 第1章 社会福祉協議会とは

### 1 社会福祉協議会の理念

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、すべての都道府県・市区町村に設置されています。社協は、地域の人々だれもが住みなれた町で、いつまでも安心して暮らせる「ふくしのまち」をつくることを理念としています。

社協の使命は、「住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として、『自分らしく』暮らせる地域社会（＝福祉コミュニティ）づくりを進める」ことです。自らの生活と地域を築く主役は、住民一人ひとりであるという考え方にに基づき、生活課題の解決に向けた住民の主体的な取り組みを支援することを表しています。

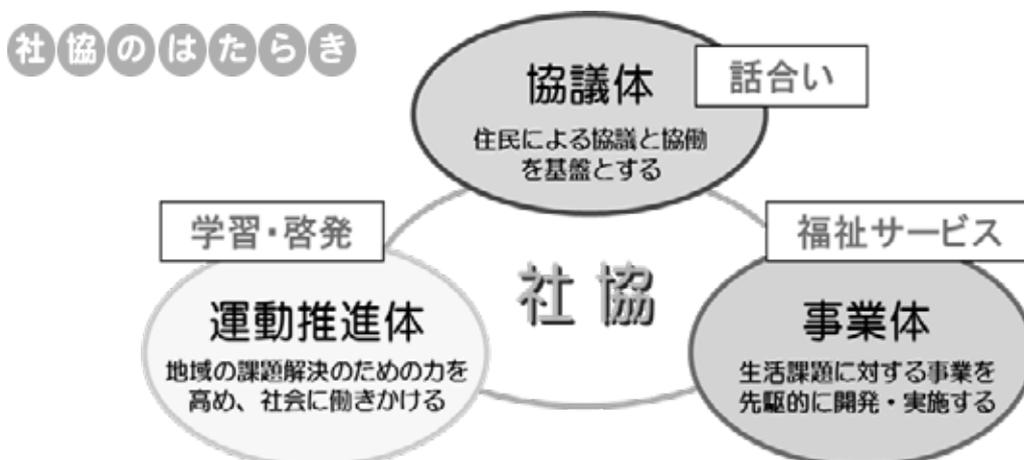
つまり、生活課題への気づきや共感を出発点にしつつ、一人ひとりの主体性をつなぎあわせ、ノーマライゼーション(p.40 参照)の理念が根付く福祉コミュニティづくりを図ることが社協の使命なのです。どれだけ情勢が変化しようとも、変えてはならない社協の原点です。

### 2 社会福祉協議会がめざすもの

#### （1）社会福祉協議会の性格

社協は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現をめざす公共的性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織です。そして、地域生活課題(p.40 参照)に依拠した活動をすすめるとともに、保健・医療・福祉その他公私関連領域との連携を図ります。

また、社協は、使命を実現するために、「協議体」「運動推進体」「事業体」の3つの組織特性を持っています。これら3つの特性を融合しながら、地域の発展を図りつつ、住み慣れた地域で住民一人ひとりが暮らし続けるために、さまざまな地域生活課題を地域全体の問題としてとらえ、解決に向けて関係機関との連携と協働に努めています。



このように社協の使命と3つの特性のもと、「この町に住んでいてよかった」「この町に戻ってきたい」と思える地域をみなさんとともにつくるのが社協の役割となります。

## (2) 社会福祉協議会活動の6つの原則

社協は、地域福祉の実現をめざし、次の6つの原則に基づいて活動を進めます。これは、兵庫県社会福祉協議会が1991年に定義したものです。

### ① ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等のあらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することをめざします。また社協はその組織運営及び活動においてもその実現をめざします。

### ② 住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し、実施します。

### ③ 自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その確実な決定及び選択をすることを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助します。

### ④ 継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの性格の継続を保障する活動を推進します。

### ⑤ 総合性の原則

社協は、生活者の立場にたって、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図ります。

### ⑥ 民間性の原則

社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮します。

## 第2章 計画の策定に向けて

### 1. 社会福祉をとりまく現状と課題

近年の社会福祉をとりまく環境は、全国的に広がる人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化等により、人や地域のつながりの希薄化が危惧されています。このことが、8050問題(p.40参照)、ひきこもり(p.40参照)、不登校や介護と育児のダブルケアなどをはじめとするさまざまな地域生活課題の要因のひとつとなっています。このように複雑化・深刻化している地域生活課題に対し、既存の福祉制度やサービスだけでは地域の生活を支えることが困難な状況となっています。

宍粟市では、少子高齢社会に加え、若い世代の人口流出により地域活動の担い手不足などの諸問題が生じ、自治会をはじめとする各種団体の運営が難しくなっている地域も増えています。

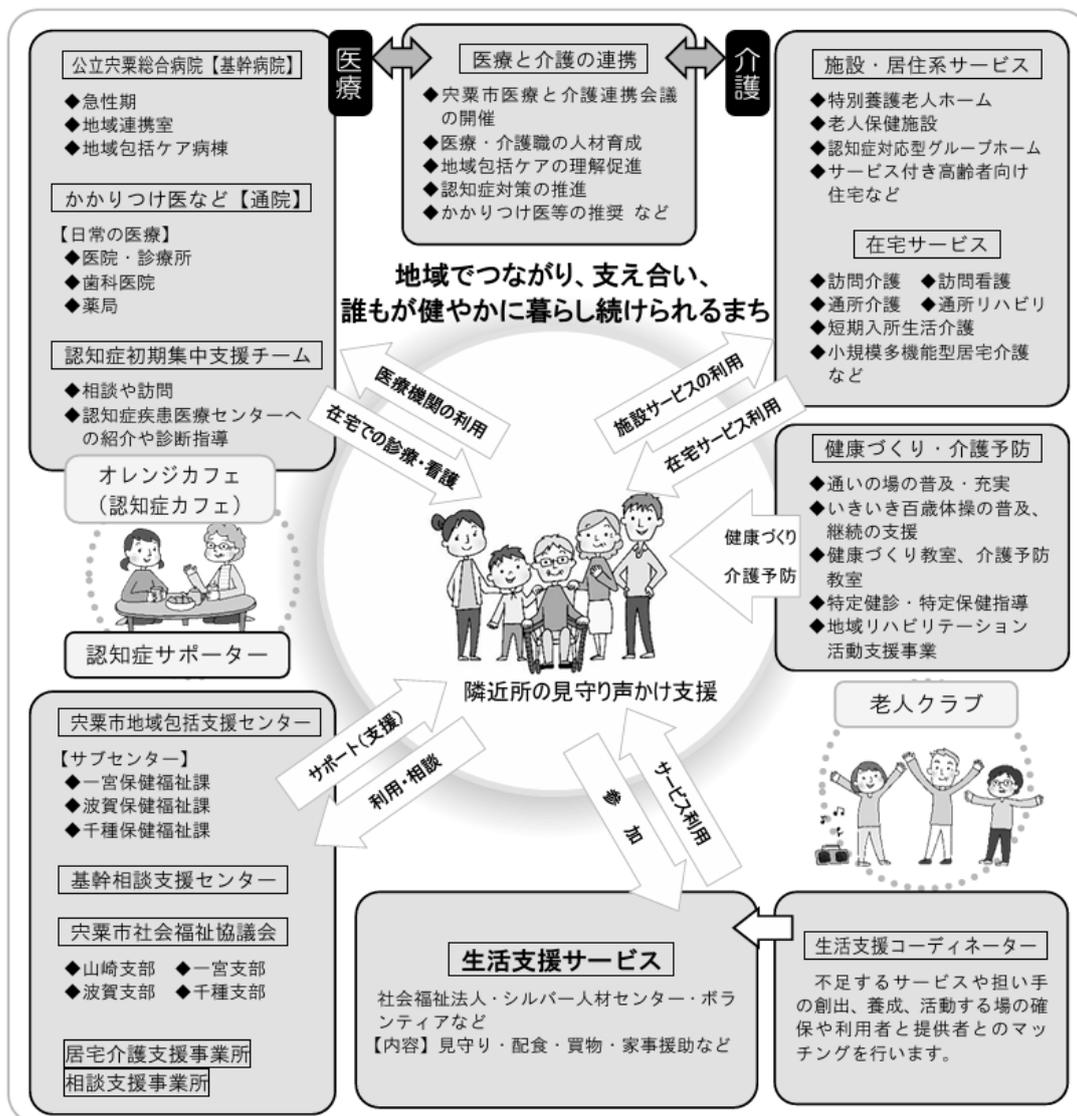
また、コロナ禍では経済活動が停滞し、生活困窮による「生活福祉資金特例貸付」が増加したことから、その後の生活状況の把握や生活再建への支援を強化し取り組んでいますが、物価高騰等の影響により支援の長期化が予想されます。

こうした現状からも、地域内で支え合い、助け合いを行う「地域包括ケアシステム」(p.4参照)を構築し、「地域共生社会」の実現のための取り組みを進めることがさらに必要になっています。

今後も変化し続ける社会情勢の中で、地域で安心して暮らすための包括的支援体制の充実に向けて、関係機関や団体などあらゆる福祉関係者の参加を得ながら、組織内で介護と地域の連携を図り、社協が有する資源やネットワークを活かして総合力を発揮し、福祉サービスや相談援助による個別支援と小地域福祉活動やボランティア活動などによる住民主体の地域づくりをめざして、「第5次地域福祉推進計画」を策定しました。

## 【宍粟市がめざす地域包括ケアシステム】

### ■宍粟市がめざす地域包括ケアシステム イメージ



### ■宍粟市地域包括ケアシステムがめざす 2040 年の将来像

- 住民が住み慣れた地域で安心して、つながりをもちながら生活できる。
- 高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じたときは、家族や近隣、ボランティア等の支援を受けることができる。
- 医療や介護が必要となった場合には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。
- 個人の尊厳や財産を守ることが保障されている。
- 本人や家族が希望する場所での看取りができる。
- 地域の人がつながりを持ち、支え合いながら地域の一員として（役割をもち）活躍している。

「宍粟市高齢者福祉計画・第9期宍粟市介護保険事業計画」から引用

## 2 宍粟市地域福祉計画との整合性

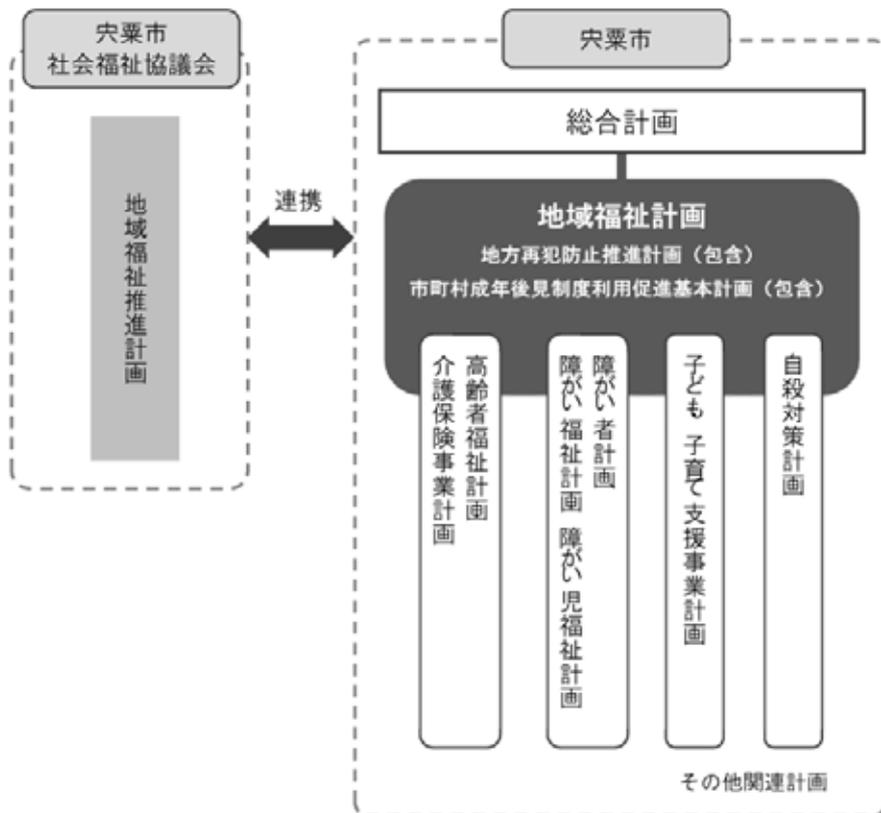
「地域福祉計画（行政計画）」の策定については、任意とされていたものが平成30（2018）年4月の社会福祉法の一部改正により努力義務とされました。宍粟市では、「第4期宍粟市地域福祉計画」が令和7（2025）年3月に策定され、福祉の分野別計画である「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「自殺対策計画」を横断的にまとめた計画として位置づけています。

これに対して、社協の策定する「地域福祉推進計画」は、行政計画を踏まえつつ、社協の強みである地域とのつながりを重視し、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体・機関などが連携・協働して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画と位置づけています。

この2つの計画は、ともに宍粟市の地域福祉を推進するために策定された計画であり、方向性や内容について重なり合う部分があります。重要なことは、計画の中で明確にした行政と社協の役割をいかに果たしていくかということであり、そのためにも相互の連携を強めていく必要があります。

また、宍粟市の福祉圏域は6頁の通りです。「市全体エリアの大きな圏域から、自治会など地域住民に身近な圏域まで、各圏域に応じた重層的な推進体制を整備することが必要で、福祉活動や事業が効果的に展開できる圏域（範囲）を設定し取り組みを進めるとともに、圏域を超えた重層的なネットワークの構築を推進します」としており、宍粟市社協においても、

【宍粟市地域福祉計画と各計画等との関係】

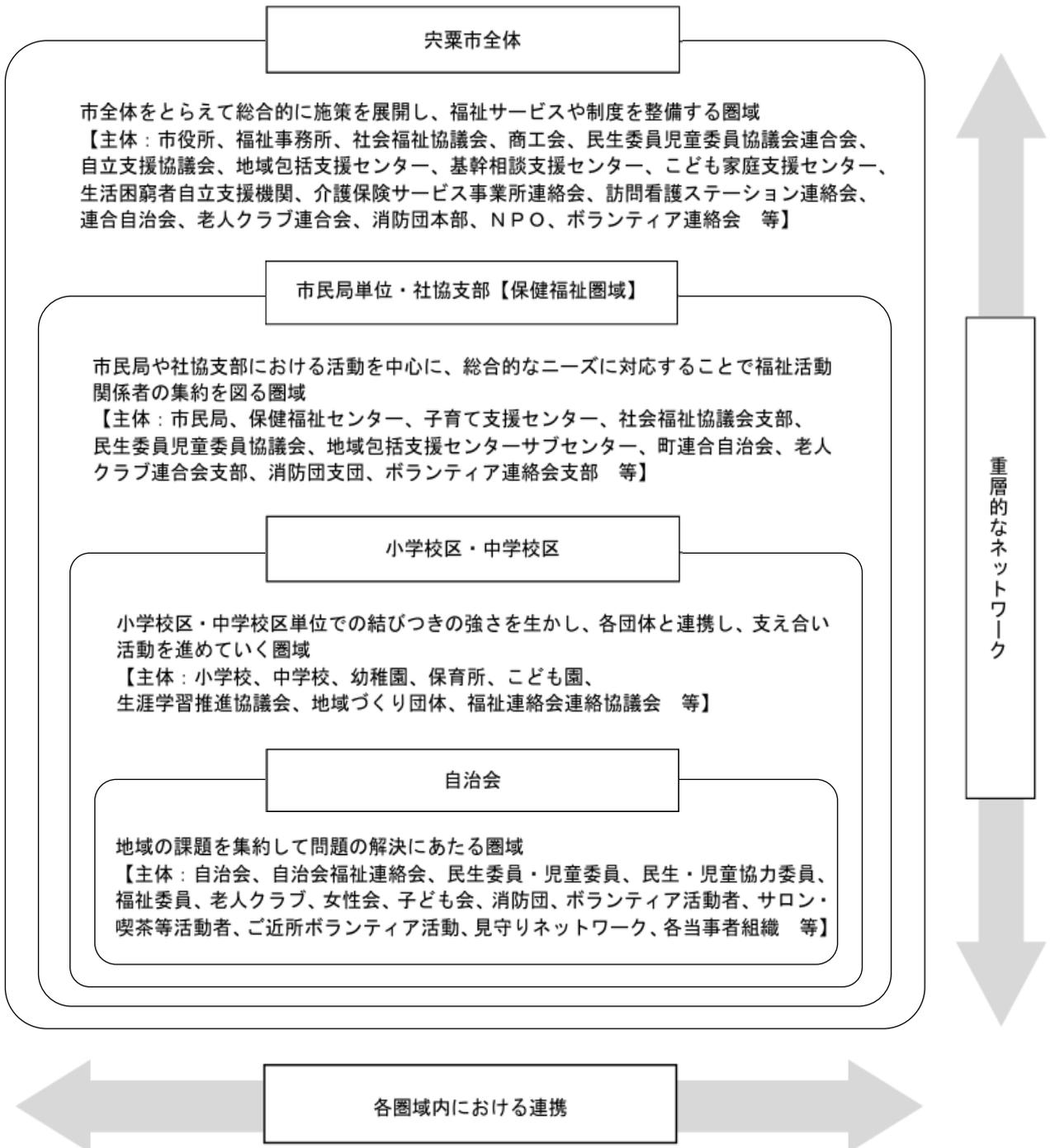


「第4期宍粟市地域福祉計画」から引用

「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～“ほっとけない”を ほっとかない宍粟に～」を合言葉に、さまざまな分野の機関が連携・協働しながら、自治会域から宍粟市全域まで、幅広いニーズに合わせた活動を展開していきます。

【宍粟市の福祉圏域】

■宍粟市の福祉圏域



「第4期宍粟市地域福祉計画」から引用

## 第3章 第5次地域福祉推進計画

### 1 計画のねらい

社協は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、市町村に1つしか設置できない、きわめて公共性の高い民間福祉団体です。地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体、機関などが参画して、地域の実情や課題を理解し合って、役割や機能を活かし合いながら活動を進めていくことが必要であり、**地域住民や関係機関などと進めていくべき方向性やそれらを具体化した取り組みをまとめたものが「地域福祉推進計画」**です。

宍粟市社協では合併後、平成19(2007)年度に「第1次計画」、平成23(2011)年度に「第2次計画」、平成28(2016)年度に「第3次計画」、令和2(2020)年度に「第4次計画」を策定し、宍粟市の地域福祉の推進に取り組んできました。その後5年が経過し、複雑化・複合化した課題(8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー(p.40参照)等)の顕在化や社会的孤立が深刻化している地域社会の現状、地域福祉政策の動向などを踏まえ、社協の立場でどのような具体策を提案していくのかに焦点を充て、「**第5次計画(5か年計画)**」を策定しました。

第5次地域福祉推進計画策定委員会(以下「委員会」)では、第4次計画で推進している活動や取り組みについて点検・評価を行い、充実していききたいところや力を入れていききたいところ、「普段の生活」から「ほっとけない」ことについて検討し、「つながりづくり」「支え合い」また「地域共生社会」の実現に向けた話し合いを進めました。

委員会と合わせて、総務課、地域福祉課、介護福祉課の職員で「作業部会」を組織し、委員会の議論に必要なデータ収集や課題の分析を行いました。委員会で議論を重ね、今後5年間の宍粟市の地域生活課題を抽出・分析し、宍粟市の地域福祉を推進するための計画が完成しました。そして、これを推進する母体である社協の強化方策についても具体化しました。

また、第4次計画に引き続き、本計画に基づく各種事業においても、SDGsの目標を念頭に置き、基本目標・社協目標(p.12~20参照)は、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー(p.39参照)平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」などの目標と関連しています。

SDGsを共通言語として、地域や団体、行政、企業等との連携、協働を図りながら、市民のみなさんが主体的に地域や社会へ参加できる機会をさらに進めていきます。

## －持続可能な開発目標（SDGs）への取組－

「持続可能な開発目標」（SDGs／エス・ディ・ジーズ）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、17の目標（図1）で構成されており、2030年まで、将来の世界が人々にとって住みよい世の中になるよう、自分ができることをひとつひとつ増やし世界中の国々が達成にむけて取り組んでいます。

〈図1〉



- |     |                    |      |                   |
|-----|--------------------|------|-------------------|
| 目標1 | 貧困をなくそう            | 目標10 | 人や国の不平等をなくそう      |
| 目標2 | 飢餓をゼロに             | 目標11 | 住み続けられるまちづくりを     |
| 目標3 | すべての人に健康と福祉を       | 目標12 | つくる責任つかう責任        |
| 目標4 | 質の高い教育をみんなに        | 目標13 | 気候変動に具体的な対策を      |
| 目標5 | ジェンダー平等を実現しよう      | 目標14 | 海の豊かさを守ろう         |
| 目標6 | 安全な水とトイレを世界中に      | 目標15 | 陸の豊かさを守ろう         |
| 目標7 | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 目標16 | 平和と公正をすべての人に      |
| 目標8 | 働きがいも経済成長も         | 目標17 | パートナーシップで目標を達成しよう |
| 目標9 | 産業と技術革新の基盤をつくろう    |      |                   |

## 2 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

## 3 計画の構成

### ○総合体系図

計画の体系では、本計画の推進期間で住民・地域・関係機関、宍粟市社協の取り組みを明確にするために、地域福祉目標、基本目標・社協目標、活動目標、個別活動目標を設定しています。

「宍粟市社会福祉協議会 第5次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）総合体系図」は、10項・11頁のとおりです。

### ○地域福祉目標と計画の愛称

第5次計画では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、第4次計画に続いて「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～ “ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～”」を、今後5年間の地域福祉目標として決めました。市内の地域、団体、行政、社協等が連携・協働し、地域共生社会の実現に向けた「ふくしでまちづくり」を住民のみなさんとともに進めていきます。

また、「つながりづくり」「支え合い」を進める本計画にふさわしい愛称として、第4次計画に続いて、「支え合いふくしプラン」と名付けました。

### ○基本目標（1～3）・社協目標・活動目標・個別活動目標

地域福祉目標、「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～ “ほっとけない、を ほっとかない宍粟に～”」の実現のため、第5次計画のすべての活動・事業展開において、以下の3つの基本目標と社協目標をもって取り組みます。基本目標1は「意識づけ」、基本目標2は「助け合い」、基本目標3は「仕組みづくり」の視点を持って作成しました。（第1次～第3次計画の「推進目標」、第4次の「3つの視点」に該当します）

【基本目標1】助け合いの心を広げよう

【基本目標2】協力し支え合うつながりをつくろう

【基本目標3】住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けよう

【社協目標】地域福祉を進めるための基盤を強化します

これらの3つの基本目標を達成するために、活動目標、そしてそれぞれに個別活動目標を設定しました。個別活動目標では「住民・地域・関係機関ができること」と「社協が取り組むこと」を明記し、相互に協力し合いながら目標に向かって進めていきます。

# 第5次地域福祉推

愛称：支え合い

## 地域福祉 目標

# みんなですすめよう ～”ほっとけな

第5次地域福祉推進計画では、第4次計画で明確化した課題の更なる充実と発展をめざした「基本目標1～3」を設定し、取り組んでいきます。社協は「ヒト・モノ・カネ・情報」などの活動資源の充実を図り、活動目標の達成に向け地域とともに実践していきます。

### 基本目標1

#### 助け合いの心を広げよう

##### ●活動目標

- 1 「ふだんのくらしのしあわせ」を学習する機会をつくり、助け合い・支え合う心を育もう
- 2 みんなが「主役」になれる  
地域での活動をすすめよう

### 基本目標3

#### 住み慣れた地域で その人らしく暮らし続けよう

##### ●活動目標

- 1 小さな困りごとにも気づける仕組みをつくろう
- 2 「自分らしく」自立した生活ができるようにしよう



# 進計画 総合体系図

## ふくしプラン

### ふくしでまちづくり

### い“を ほっとかない 突栗に～

#### 基本目標2

#### 協力し支え合うつながりをつくろう

##### ●活動目標

- 1 地域の話題や困りごとを把握し、話し合える場をもとう
- 2 地域のだれもが気軽に集える居場所をつくろう
- 3 地域のだれもが安心して暮らし続けられるよう「見守り・支え合い活動」をすすめよう

#### 社協目標

#### 地域福祉をすすめるための 基盤を強化します

##### ●活動目標

- 1 住民から信頼され必要とされる組織をつくります
- 2 地域福祉活動を支える財源の確保につとめます

## 【基本目標 1】 助け合いの心を広げよう

誰もがその人らしく暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けて、私たちは社会にさまざまな人がいることを知り、「互いの個性を尊重する意識」を持ち、「ともに豊かに生きる取り組み」を進めることが大切です。地域のつながりが希薄になった現在、地域住民誰もが一緒に支え合えるよう、福祉への理解や関心を高める取り組みを進めていきましょう。

\*「福祉（ふくし）」とは、「みんながしあわせに暮らしていくこと」です。

### 【活動目標 1】 「ふだんのくらしのしあわせ」を学習する機会をつくり、助け合い・支え合う心を育もう

個別活動目標	住民・地域・関係機関ができること	社協が取り組むこと
誰もがお互いに助け合い・支え合う意識をもとう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お互いさまで助け合う仕組みづくりとして、日頃からあいさつ活動を行い、顔の見える関係づくりを進めよう</li> <li>• 伝統行事や地域行事を一緒に楽しみながら交流しよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• つながりづくりの大切さを発信します</li> <li>• 実際の地域の活動の情報収集を行い、広報紙や SNS などわかりやすい方法で発信します</li> </ul>
人権や「ふくし」を考える機会を広げよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校や地域（自治会、企業など）、みんなが人権や「ふくし」について学ぶ機会を広げよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ふくし学習プログラムやふくしの学習会など、学習する機会を応援します</li> <li>• さまざまなテーマに応じた専門分野の活動者とのつながりをつくります</li> </ul>
企業・団体などの地域貢献活動をすすめよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• トライやるウィークや子ども体験の場を広げよう</li> <li>• 赤い羽根共同募金運動への参加や、地域の清掃活動、災害時の支援活動などに取り組もう</li> <li>• 各企業や団体また福祉施設等の社会福祉法人連絡協議会（p.39 参照）ができる貢献活動に取り組もう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業や団体などと連携を図り、環境活動・ボランティア・寄付活動など地域への貢献活動をさらに推進します</li> <li>• 広報紙やホームページなどで企業や団体の地域貢献活動を紹介します</li> <li>• 社会福祉法人連絡協議会の貢献活動が広がるよう活動を支援します</li> </ul>

## 【活動目標2】 みんなが「主役」になれる地域での活動をすすめよう

個別活動目標	住民・地域・関係機関が できること	社協が取り組むこと
<p>高齢者の知識や経験を生かした地域活動への参加を促進しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でのさまざまな活動が充実するよう、高齢者は、豊富な知識や経験を地域活動に活かそう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が知識や経験を活かせる活動の機会をつくります</li> <li>高齢者が地域活動に気軽に参加し、続けられるように促進します</li> <li>ボランティア養成講座の開催や、地域に出向いて新たな機会づくりを行います</li> </ul>
<p>住民誰もが地域活動に参加できるように、新たな活動を提案し、人材を発掘、育成しよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや若者、現役世代の誰もが参加しやすい地域活動を進めよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の新たな活動の相談を受け応援します</li> <li>さまざまな地域活動について情報提供を行います</li> <li>新たな活動希望者が次の担い手になるよう、発掘・支援をします</li> </ul>

## 【基本目標2】協力し支え合うつながりをつくろう

地域には、赤ちゃんからお年寄り、障がいのある人、子育て中の人や孤立しやすい人など、さまざまな人が生活しています。同じ地域に暮らすすべての人が、安心して暮らし続けられる社会を目指しましょう。そのためには、日頃から隣近所や地域の中で支え合える関係づくりが大切です。日頃のつながりが孤立や孤独を防ぎ、災害時や緊急時に命を守ることにもつながります。また、地域の困りごとは民生委員・児童委員、福祉委員に相談し、解決困難なことは、社会福祉協議会や専門機関に相談しましょう。地域に暮らす一人ひとりが自分のできることを考え、地域を支える一員になりましょう。

### 【活動目標1】地域の話題や困りごとを把握し、話し合える場をもとう

個別活動目標	住民・地域・関係機関ができること	社協が取り組むこと
顔の見える関係づくりをしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から気持ちのいいあいさつや声かけをしよう</li> <li>地域の行事や集まる場所にご近所さんにも声かけし合って一緒に参加しよう</li> <li>お互いを理解し、住民同士のつながりを深め、相談しやすい関係をつくろう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が地域へ出向き、住民同士の交流やつどいの場など、ちょっとした話題や身近な情報を収集します</li> <li>地域の情報を把握し、自治会役員、福祉委員、民生委員・児童委員など地域活動者がスムーズに連携できるように支援します</li> <li>関係機関や地域住民との連携と協働をすすめます</li> </ul>
みんなが集まる場や話し合いの場（自治会の会議など）で地域の話題や課題を話し合おう	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り会議などを開催し、見守りや支援が必要な人の情報を共有しよう</li> <li>生活課題を把握し、解決に向けた話し合いをしよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り会議の重要性などを啓発し、見守り・支えあい活動につながるよう支援します</li> <li>福祉委員の活動や自治会福祉連絡会の組織づくりを強化啓発します</li> </ul>

【活動目標2】地域のだれもが気軽に集える居場所をつくろう

個別活動目標	住民・地域・関係機関ができること	社協が取り組むこと
気軽に集える居場所の担い手をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり（ふれあい喫茶、サロン活動）に参加し、一人ひとりが自分にできることをしよう</li> <li>・住民同士の支え合いの必要性について話し合う機会をもとう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所に参加し、地域住民と顔の見える関係づくりをします</li> <li>・地域の活動情報を収集し、担い手が増えるような研修会や情報提供の機会をつくります</li> </ul>
だれもが通いたくなる場を作ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが役割や生きがいを感じるような居場所をつくろう</li> <li>・バリアフリーの配慮など誰もが参加できる環境を整えよう</li> <li>・参加者もスタッフもみんなが一緒に楽しみ交流を深める居場所をつくろう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場づくりを一緒に進めます</li> <li>・居場所に出かけたくても出かけられない人の対応を地域福祉課と介護福祉課が連携し、地域住民と一緒に考え支援します</li> </ul>
悩みを抱える人も安心できる居場所をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中で顔つなぎのできる人や気にかけて関係づくりをしよう</li> <li>・だれもが悩みを分かち合う機会をつくり、孤独、孤立をなくそう</li> <li>・社協や専門機関に相談しよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務や活動の中で相談を受け、地域生活課題の把握強化に努めます</li> <li>・地域に出向いた相談支援を行い、どんな相談も受け止め、関係機関との連携を図り課題解決に向けて支援します</li> <li>・福祉団体や同じ悩みを抱える人の団体へ寄り添った支援をします</li> </ul>

【活動目標3】地域のだれもが安心して暮らし続けられるよう「見守り・支え合い活動」をすすめよう

個別活動目標	住民・地域・関係機関ができること	社協が取り組むこと
お互いさまの活動を広げよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ご近所ボランティアなど気軽にお互いにできることを無理せず、取り組みを進めよう</li> <li>• 自分の専門性や技術力を活かした活動を地域貢献につなげよう（有償ボランティアなど含む）</li> <li>• 日頃からお互い様の気持ちで災害時にも助け合える関係を築こう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 近所付き合いの延長でできるお互いさまの活動を啓発します</li> <li>• 新たな有償ボランティアなどさまざまなボランティア活動についても情報提供を行います</li> <li>• 企業や団体など地域貢献活動を進めるための理解者や活動者を増やします</li> </ul>
福祉委員をはじめとする地域を支える人や団体と連携を深めよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 悩みや困りごとを福祉委員や民生委員・児童委員に気軽に相談できる関係をつくらう</li> <li>• 福祉委員や民生委員・児童委員が連携し、見守りや支援の必要な人の情報を共有し、困りごとが解決できるよう話し合おう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉委員や福祉連絡会の役割の必要性を説明し、「見守り・支え合い活動」の充実を図ります</li> <li>• 福祉委員や民生委員・児童委員など関係機関や団体と信頼関係をつくり連携体制をつくります</li> </ul>

## 【基本目標3】 住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けよう

地域で安心して暮らせるよう、不安や悩みを抱える人同士が集まれる居場所づくりを進めながら、誰一人取り残さないために身近なところで包括的に相談ができる体制をつくりましょう。また、支援を必要とする人たちの権利が尊重され、その人の状況にあった適切な支援が受けられるよう、住民と専門職が協力し合い、介護保険や医療保険など公的なサービスだけでなく、地域での見守り・支え合い活動を含めたインフォーマルなサービスの充実を図りましょう。

### 【活動目標1】 小さな困りごとにも気づける仕組みをつくろう

個別活動目標	住民・地域・関係機関ができること	社協が取り組むこと
小さな困りごとにも気づける地域にしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民同士や地域の集まりなどで話しやすい環境をつくろう</li> <li>・気軽に相談できる窓口や相談機関があることを周知しよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が地域に出向いて、相談窓口を広めます</li> <li>・地域で使えるチラシやポスターなどを作成します</li> <li>・「困ったときは一人で悩まず社協まで」をキーワードに広報紙やホームページなどさまざまなツールで情報発信し相談しやすい環境をつくれます</li> </ul>
同じ悩みを抱える人の集まりの場を支援しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ悩みを抱える人が集まれる場をつくろう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ悩みを抱える人の集まりの場の情報を、必要とする人に届けます</li> <li>・職員が集まりの場に出向いて相談支援をします</li> <li>・集まりの場づくりや運営を支援します</li> </ul>

## 【活動目標2】 「自分らしく」自立した生活ができるようにしよう

個別活動目標	住民・地域・関係機関ができること	社協が取り組むこと
福祉サービスの充実を図ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• だれもが地域で暮らしやすいように、介護や障がい等について学び、支援を必要とする人に地域みんなでゴミ出しや送迎など支援ができる仕組みをつくろう</li> <li>• 企業や団体などで地域に必要なサービスを話し合う機会をもち仕組みをつくろう</li> <li>• さまざまなボランティアを通じて、ひとり暮らし高齢者などの見守りや安否確認につながる取り組みを進めよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域や個人のニーズにあった福祉サービス（ゴミ出し・外出支援・買い物など）の調整や仕組みづくりを支援します</li> <li>• 支援を必要とする人が安心して日常生活が送れるよう支援します</li> </ul>
さまざまな情報を活用し暮らしを支えよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域活動のなかで暮らしを支える情報を共有しよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域カルテ<sup>(p.40 参照)</sup>（地域の基礎情報・地域特性や活動情報）を活用し、暮らしを支える地域情報を発信します</li> <li>• 広報やホームページなどさまざまなツールで情報発信します</li> <li>• 地域の社会資源の情報を掲載した「宝物リスト」を更新し、支援を要する人が活用できるよう情報を届けます</li> <li>• 職員が地域へ出向き、「宝物リスト」について説明します</li> </ul>

## 【社協目標】地域福祉をすすめるための基盤を強化します

社協は、住民にとって最も身近な地域福祉を推進する中核団体として、多様化・複雑化する地域生活課題に柔軟に対応していくために、地域福祉・介護等の職種間での連携を図りながら、総合的な支援が行える組織体制を構築します。

社協が果たす役割を明確にし、地域福祉活動を安定して展開するために、あらためて財源の使い道や必要性について理解や協力が得られるよう積極的にPRを行います。また、社協が運営する、介護保険事業所・障がい福祉事業所は、地域福祉を推進する上での重要性や必要性を常に意識しながら運営し、地域での支え合いを進めていく福祉事業に関わる専門職として関わっていきます。

### 【活動目標1】住民から信頼され必要とされる組織をつくります

個別活動目標	取り組み内容
経営組織のガバナンス (p.39 参照)の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3課（総務・地域福祉・介護福祉）が有機的につながりながら支援を展開していくために、組織全体で対応する連携体制を強化する</li> <li>• コンプライアンスやリスク管理に対する意識の向上を図る</li> <li>• 地域選出の住民で構成される理事会（執行機関）や評議員会（議決機関）の持つ機能が、より発揮されるよう活性化を図る</li> </ul>
職員の働きやすい環境づくりと専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員の提案や意見を計画等に反映する仕組みを構築する</li> <li>• メンタルヘルスやハラスメント対策を効果的に進める</li> <li>• 社協職員として必要な専門性向上のための研修など、組織全体のスキルアップを図る取り組みを進める</li> <li>• 人材育成を目的とした人事考課制度を継続し、職員の長所や課題を確認し成長や気づきを促す</li> </ul>
危機管理体制への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業継続計画（BCP）(p.39 参照)の優先すべき事業や業務の見直しを図る</li> <li>• 災害ボランティアセンター(p.39 参照)の運営支援に係る基盤を整備する</li> <li>• 要援護者への支援体制の構築を図る</li> </ul>

## 【活動目標2】地域福祉活動を支える財源の確保につとめます

個別活動目標	取り組み内容
社協活動への理解と関心を高める広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業へのPRや各種イベントへの参画や懇談などで積極的な啓発を行い、社協の理解者や応援団づくりに努める</li> <li>• 有益な情報提供を行うため、社協広報紙やYouTube、ホームページなどを広く活用し、効果的な情報を発信する</li> <li>• 広告収入等、多様な財源確保策を検討する</li> </ul>
地域福祉活動を安定的に事業運営していくための財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 善意銀行（寄付金）（p.39参照）、共同募金、歳末募金等の財源確保の必要性の周知及び幅広い募金活動を展開する</li> <li>• 困窮者支援等の事業を行っていくため、社協が進める地域福祉事業を支えてくださる応援団（スポンサー）である一般会員と賛助会員（法人・団体・個人）の増強に努める</li> <li>• 行政に対し、社協活動に対するさらなる理解と支援を要請し、安定的な補助金、委託金の確保のため協議を続ける</li> </ul>
介護保険事業・障がい福祉事業における財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ニーズに合わせた質の高いサービスの提供と体制を整える</li> <li>• 利用者確保、新規利用者を積極的に受け入れ、稼働率の向上と効率的な事業運営に努め、持続可能な経営をめざす</li> <li>• 健全な経営を継続的に行うために、定期的に経営状況の把握や分析を行い、経営体制の改善や強化を行う</li> </ul>

## 第4章 計画の推進と管理方法

### 1 第5次地域福祉推進計画の進行管理

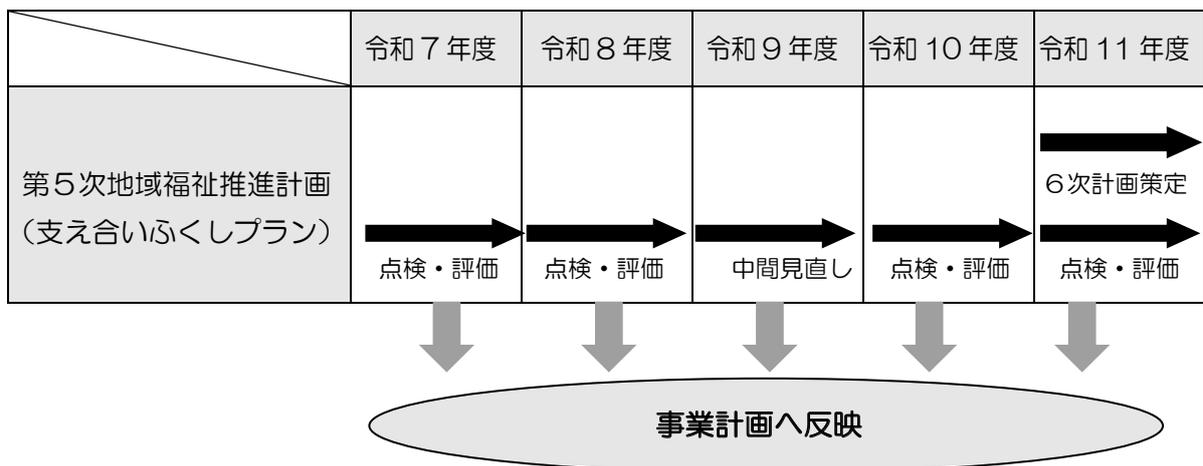
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間、地域住民のみなさまと関係機関・団体の方々と共に、第5次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）を推進していきます。そして、各年度の事業計画の中で個別活動目標（各種事業）を具体化していきます。

第5次計画は、本会が取り組むべき課題を具体的に示し、5年間の取り組みを設定し、その評価を行いながら目標を達成していきますが、社会情勢の変化に対応するために、行政と連携を取りながら、毎年、計画の進捗状況を確認し新たな課題に適宜対応していきます。

第5次計画を着実に推進するための協議の場として、「第5次地域福祉推進計画を進める会」（以下、「進める会」という）を設置し、計画の進行管理を進めていきます。

進める会において取り組みの進捗状況を点検・評価し、改善策を検討します。また、計画の見直しを、計画推進の中間年度にあたる令和9（2027）年度に行い、次期計画（第6次）の策定開始時期については、計画推進の最終年度にあたる令和11（2029）年度に設定します。

計画の進行管理については、毎月発行の広報紙「こんにちは！社協です！！」やホームページやSNSなどで周知し、また研修会や地域での会合や居場所など、さまざまな機会を通じて本計画への理解や関心が深まる取り組みを進めていきます。



## 2 宍粟市社会福祉協議会職員の連携

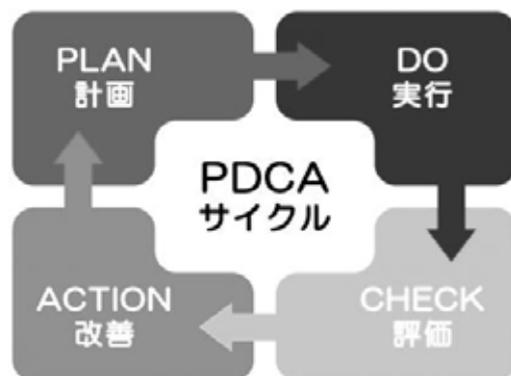
第5次計画を着実に推進していくためには、宍粟市社会福祉協議会職員の連携が欠かせません。職員の連携により、住民が地域のつながりの中で暮らすことや、介護が必要になっても暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

お互いの業務を学び合ったり、それぞれの専門性を発揮しながら、個別支援と地域支援をともに進めていきます。

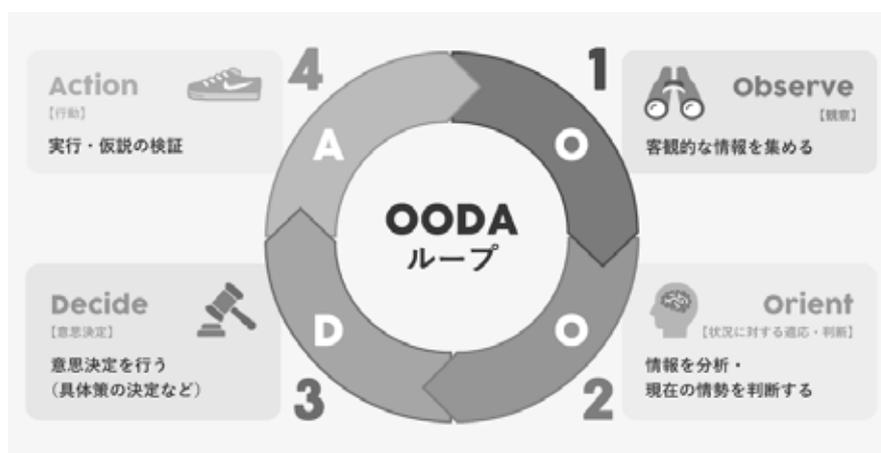
「PDCAサイクル」(p.40参照)(図2)を基本に、日常業務において職種間で協議しながら計画を進め、個別活動目標を、日常業務の中で関連している事業や取り組みとして意識を持ち、研修や情報共有の機会を設けながら連携を図っていきます。

また、多発する災害やウイルス感染拡大など、想定外のことが起こったときに、臨機応変に対応する視点として、「OODA(ウーダ)ループ」(p.39参照)(図3)の考えで、状況をみながら適宜判断していきます。

〈図2〉



〈図3〉



# 資料編

- 第4次地域福祉推進計画で取り組んできたこと
  - 数字からみる宍粟市の地域福祉の現状
- 計画策定の流れ（策定委員会・作業部会）
- 用語解説
- 策定委員会設置要綱
- 策定委員名簿（職員名簿）

## 第4次地域福祉推進計画で取り組んできたこと

第5次計画の策定にあたり、第4次計画での取り組みについて活動目標と社協目標ごとの「成果」と「課題」について報告します。

【活動目標1】 お互いの多様性を認め合う福祉学習・協議の場をすすめよう	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉学習に取り組む学校が増え、子どもたちが人権や福祉を学ぶ環境の整備が進んだ。</li> <li>●一定の地域や企業で福祉に対する理解が進んだ。</li> </ul>
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>□教職員向けの研修会を開催、また、福祉学習推進校助成事業を創設し、学校での福祉学習の取り組みを支援した。</li> <li>□地域、企業を対象にふくしの出前講座を実施し、福祉について理解が得られるよう啓発した。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育てしやすい環境づくりや若者世代が参加しやすい活動の場を提供していく必要がある。</li> <li>◆福祉について広く継続的に啓発していく必要がある。</li> </ul>
【活動目標2】 地域のだれもが安心できる居場所をつくろう	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●だれもが気軽に立ち寄れる居場所づくりの継続と新たな居場所づくりが進んだ。</li> </ul>
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>□こども食堂や校区ふれあい喫茶などの立ち上げや運営を支援した。</li> <li>□在宅介護者の居場所づくりを進めた。</li> <li>□ひきこもりの人への理解を深めるため、行政と連携しイベントを開催した。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆居場所が充足していない地域での基盤整備の必要がある。</li> <li>◆生活に不安を抱える人への継続的な支援が必要である。</li> </ul>
【活動目標3】 地域を支え合うネットワークの充実をはかろう	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人が地域社会への貢献について協議するための基盤が整備できた。</li> <li>●移動購買車や地域基盤（商店）により地域住民の生活を支援することにつながった。</li> </ul>
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>□社会福祉法人連絡協議会を組織化した。</li> <li>□地域ニーズを把握し、企業との連携を図ることで移動購買車の開始につながった。</li> <li>□地域住民で運営する商店と企業の連携、また、その運営を支援した。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆企業や各種団体とのつながりをつくり、社会福祉協議会の活動に賛同いただける関係づくりを進める必要がある。</li> </ul>

【活動目標4】 地域で見守り活動をす すめよう	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たに見守り会議や見守り活動に取り組む自治会が増加している。</li> <li>●新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、休止していたふれあい喫茶やサロンがほとんどの地域で再開された。</li> <li>●ゴミ出しや買い物支援など地域で支え合う活動の取り組みが広がっている。</li> </ul>
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>□校区福祉連絡会で見守り会議の具体的な様子を動画で紹介した。</li> <li>□新型コロナウイルス感染症の予防対策などマニュアルを作成し、コロナ禍において、ふれあい喫茶やサロンが継続的に実施できるよう活動を支援した。</li> <li>□ご近所ボランティア活動研修会を開催し、地域で支え合う活動を啓発した。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域で支え合う活動への取り組みが、市内全体に広がっていく必要がある。</li> <li>◆地域住民や民生・児童委員等との平時からの連携した活動や情報共有などに積極的に取り組む必要がある。</li> </ul>
【活動目標5】 だれもがだれかの役に …ボランティアの輪を 広げよう	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食の支援事業への食材提供や共同募金活動に協力いただくなど企業や事業所の貢献活動が広がっている。</li> <li>●新たなボランティアグループが設立した。</li> </ul>
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>□寄付活動の啓発、事業所の地域貢献事例の情報発信などを行った。</li> <li>□募金百貨店や募金活動への協力について市内事業所に周知や訪問による依頼を行った。</li> <li>□ボランティア活動に関する講座等を実施するなど、ボランティア活動への理解や活動者育成を推進するため、普及啓発に取り組んだ。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ボランティア活動を支えるグループの存続や新たな担い手の発掘、また有償ボランティア等による活動の輪を広げていく必要がある。</li> <li>◆地域住民が気軽に参加できる活動の場を創設していく必要がある。</li> </ul>
【活動目標6】 地域で防災・減災の意 識を高めよう	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での防災・減災の意識向上に繋がる取り組みができなかった。</li> </ul>
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地域住民と福祉専門職の合同避難訓練を実施した。</li> <li>□地域に出向き災害支援に関する学習会を行った。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社協が地域の防災・減災活動を直接的に支援することは難しい。</li> <li>◆地域での居場所づくりや見守り活動を進めることで、</li> </ul>

		災害時に地域で住民同士が助け合える関係づくりを進めていく必要がある。
【活動目標7】 暮らしを支える福祉サービスを充実させよう	成果	●生活に不安を抱える人が地域での生活を続けられるよう支援することができた。
	取り組み	□継続した福祉サービスを提供することができた。 □生活に不安を抱える人の日常生活を支える活動ができた。
	課題	◆安定して福祉サービスの提供が継続できる体制づくりが必要である。 ◆地域住民が取り組める活動の提案や活動を支援する体制づくりが必要である。
【活動目標8】 地域の身近な相談を受けとめてつなごう	成果	●一時的ではあるが生活に困窮している世帯の生活を支えることにつながった。 ●インターネットによる相談窓口を設けたことにより、結婚に関する相談が増加した。
	取り組み	□コロナウイルス感染症の拡大を起因とする生活困窮者に対し生活再建へつながる支援に取り組んだ。 □インターネットを利用した相談窓口を設けた。 □大学と連携した法律相談を実施した。
	課題	◆地域に出向いた相談支援に積極的に取り組む必要がある。 ◆相談窓口を積極的に周知し、相談しやすい環境をつくる必要がある。
【社協目標1】 住民から信頼される組織をつくりま	成果	●職員の専門性を維持・向上することができた。
	取り組み	□専門資格の更新費用を助成した。 □介護事業所及び相談支援事業所の事業継続計画を見直した。 □専門性の向上に繋がる研修会を開催した。
	課題	◆人材の確保や人材を育成する仕組みの構築が必要である。 ◆積極的に地域住民へ相談支援ができるよう体制づくりを進めることが必要である。
【社協目標2】 住民に必要な情報を広く伝えます	成果	●社会資源の情報が活用され、個別の生活支援に役立った。 ●インターネットで閲覧できる環境を充実することができた。
	取り組み	□地域のさまざまな社会資源の情報を収集し、リスト化することで、住民への情報提供に努めた。 □YouTube 動画を作成し社協活動の周知に努めた。

		<input type="checkbox"/> 広報紙の内容について見直しを行い、地域福祉につながる情報をより発信できるよう工夫した。
	課題	<b>◆</b> 地域住民の社協活動に対する認知度を高めていく必要がある。
<b>【社協目標3】</b> 地域福祉活動財源の確保につとめます	成果	<b>●</b> 効果が表れていない。
	取り組み	<input type="checkbox"/> 国の補助制度等を活用し、生活困窮者支援に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 広報紙等を活用した啓発活動を行った。
	課題	<b>◆</b> 収入の減少が続いているため、収入確保や経費削減・効率化など新たな取り組みが必要である。

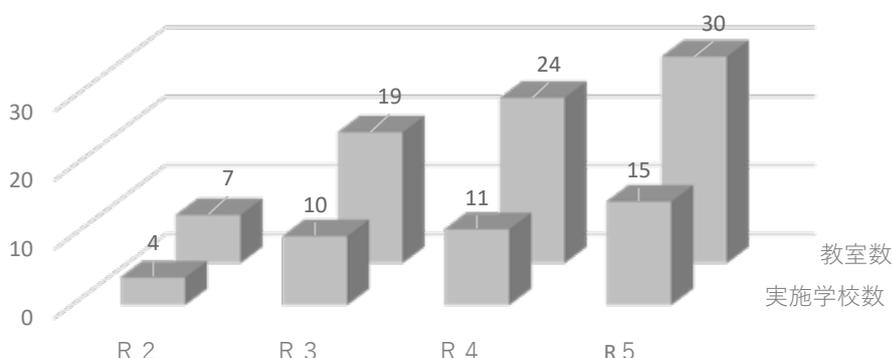
## 数字から見る宍粟市の地域福祉の現状

数字から見る宍粟市の地域福祉の現状として、第4次計画の推進期間の令和2年（2020）年度から令和5（2023）年度の実績や数値を事業ごとに表しました。

### ○学校福祉学習

主な内容	R2	R3	R4	R5
実施学校数	4校	10校	11校	15校
教室数	7回	19回	24回	30回
参加者(児童・生徒)	143名	296名	464名	848名

学校福祉学習の支援状況

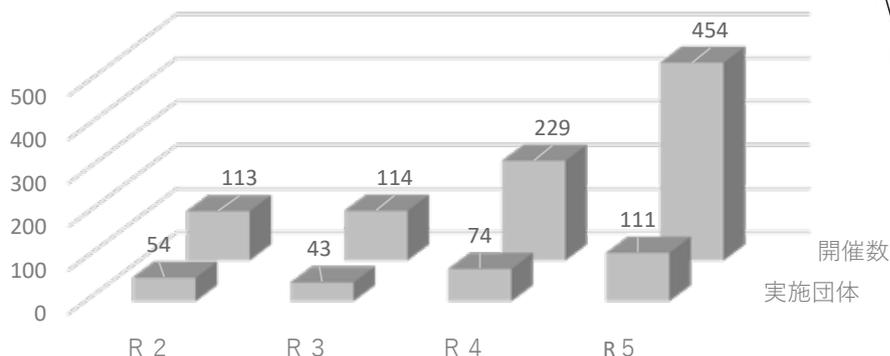


5年度は、実施学校数や教室数はコロナ前の数字に回復しています。プログラムのてびきを見直し、福祉学習に学校主体で取り組めるよう支援しました。学校で積極的に福祉学習に取り組む方向性ができつつあります。

### ○集いの場・居場所づくり

主な内容	R2	R3	R4	R5
ふれあい喫茶・サロン実施団体	54団体	43団体	74団体	111団体
ふれあい喫茶・サロン開催数	113回	114回	229回	454回
介護者のつどい開催・参加者	9回・68名	9回・61名	19回・174名	10回・110名
子育てサロン開催・参加者	6回・55名	4回・55名	5回・57名	—

ふれあい喫茶・サロン実施状況

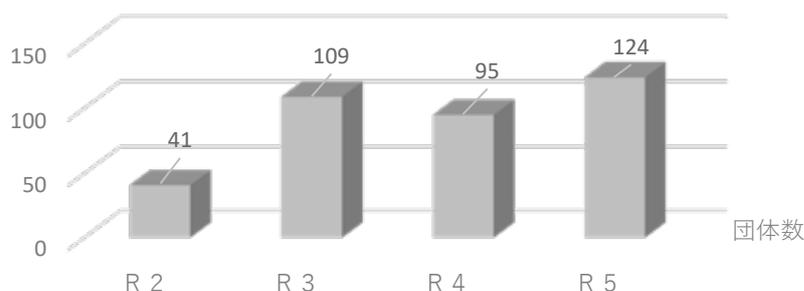


新型コロナの感染拡大により、地域活動は大きな影響を受け、活動の中止・延期が相次ぎましたが、活動の再開に向けたガイドラインを作成するなど、ふれあい喫茶やサロンの活動者が安心して活動を再開できるよう支援しました。

## ○生活支援サービスの基盤整備

主な内容	R2	R3	R4	R5
生活支援に係るニーズとサービスのマッチング	378 件	250 件	187 件	86 件
社会資源の発掘・ニーズ調査(アウトリーチ)	41 団体	109 団体	95 団体	124 団体
新たな居場所づくりの立上げ支援	2 団体	5 団体	4 団体	3 団体
高齢者の通いの場づくりの応援	3 団体	11 団体	12 団体	14 団体

社会資源の発掘・ニーズ調査



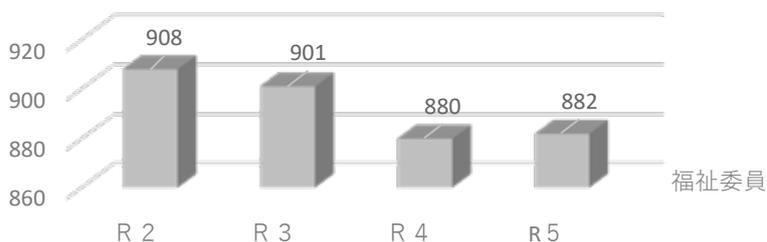
生活支援コーディネーターが、地域活動をはじめ、団体や企業を訪問し社会資源の状況確認に積極的に取り組みました。また、新たな居場所の立上げや運営支援を行うなど、地域で活動する団体やグループを支援しました。

## ○小地域福祉活動（見守り活動）

主な内容	R2	R3	R4	R5
自治会数	156 自治会	156 自治会	156 自治会	156 自治会
自治会福祉連絡会の設置	155 自治会	155 自治会	148 自治会	151 自治会
小地域福祉活動助成金 ※	4,125,100 円	3,208,500 円	3,220,600 円	3,275,400 円
福祉委員の設置	908 名	901 名	880 名	882 名
地域見守り会議の開催	427 回	481 回	483 回	861 回

※赤い羽根共同募金配分金を活用。

福祉委員の設置数

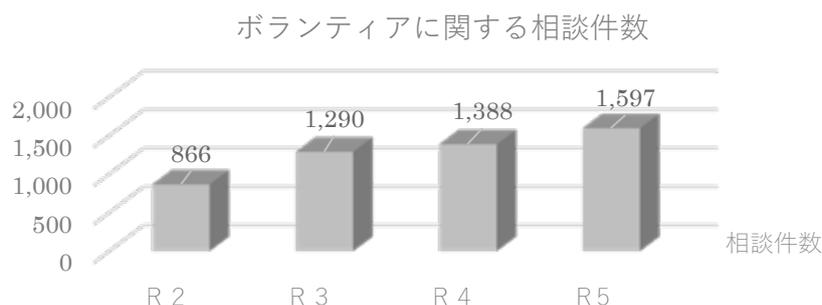
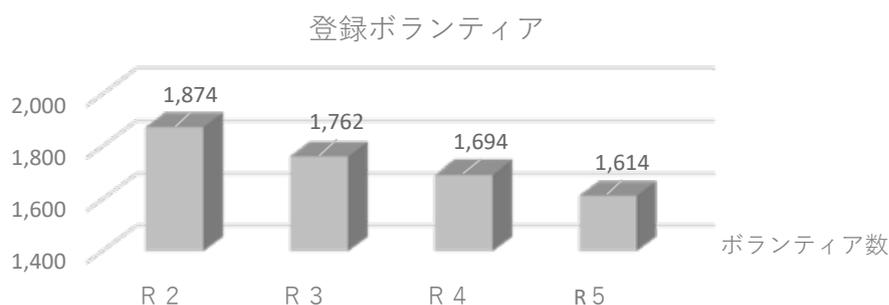


地域の課題や困りごとを把握し課題解決につなげるため、福祉連絡会や福祉委員の設置を進めました。地域見守り会議や学習会など地域での支え合いについて情報共有できる機会や活動費の助成、活動の提案・紹介を行うなど、見守り活動が継続して組めるよう、住民主体の地域づくりを支援しました。

## ○ボランティアセンター運営事業

主な内容	R2	R3	R4	R5
登録ボランティア	1,874名	1,762名	1,694名	1,614名
登録グループ	145グループ	143グループ	136グループ	138グループ
ボランティア活動助成金 ※	1,647,000円	1,045,000円	1,020,000円	1,003,000円
ボランティアに関する相談	866件	1,290件	1,388件	1,597件
延べ活動人数	3,050名	2,699名	3,536名	8,524名
ボランティア共済加入状況	1,571名	1,421名	1,537名	1,376名

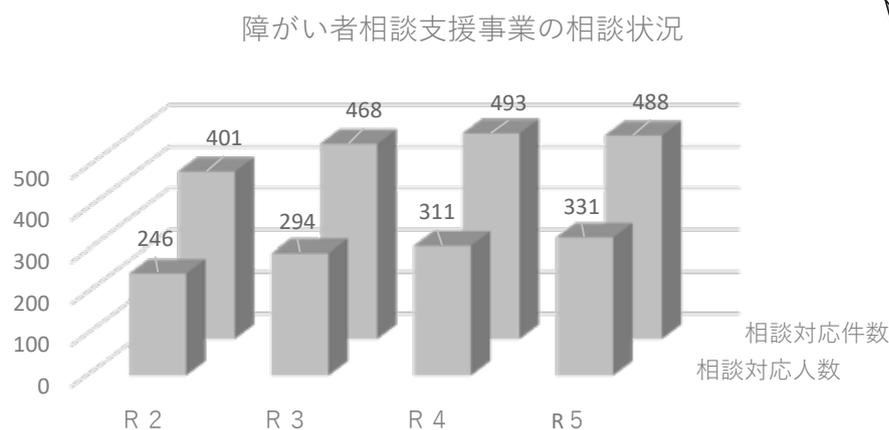
※善意銀行預託金を活用。



コロナ禍に活動が休止し解散したグループもあり、登録ボランティアは減少の傾向にあります。コロナ終息後、活動の再開とともに相談が増えており、ボランティアグループが継続して取り組めるよう、活動場所や情報の提供、活動費の助成など行いました。また、新規グループの立上げ支援や学習会、個人ボランティアの提案、相談窓口の周知など行いました。

## ○障がい者相談支援事業

主な内容	R2	R3	R4	R5
相談対応人数	246名	294名	311名	331名
相談対応件数	401件	468件	493件	488件
計画相談件数	492件	478件	516件	529件

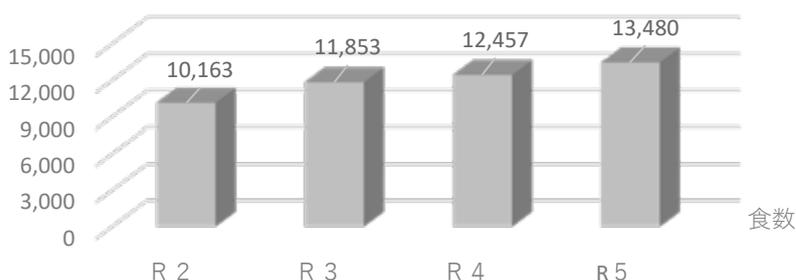


精神に障がいのある人や発達に障がいのある人、また児童の利用者が増加している中で、相談支援専門員が利用者が住み慣れた地域や自宅で安心して過ごせるよう、個々の状況に寄り添った相談支援やサービスの提供を行いました。

## ○配食サービス事業

主な内容	R2	R3	R4	R5
実利用者数	179名	164名	169名	175名
実施回数	290回	378回	376回	388回
食数	10,163食	11,853食	12,457食	13,480食
調理ボランティア数	934名	777名	1,268名	1,321名
配達・配送ボランティア数	1,980名	1,723名	2,530名	2,643名

配食サービス事業の実施状況



ボランティアがお弁当の配達を通して見守りや安否確認を行い、利用者の不在時には職員も訪問し安否確認を行いました。5年度に、ボランティアがやりがいをもって自分の地域を支えられるよう、活動しやすい体制にしました。コロナの感染拡大時にもサービスが途切れることなく取り組みました。

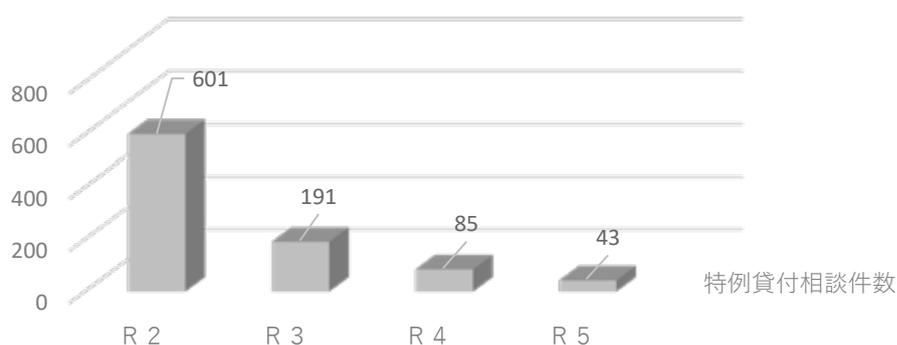
## ○生活困窮者支援（食のセーフティネット事業）

主な内容	R2	R3	R4	R5
食品・食材等の受付(善意銀行へ預託)	33件	73件	132件	109件
食品・食材等の提供支援(生活困窮世帯へ)	41件	64件	127件	55件

## ○生活福祉資金貸付事業

主な内容	R2	R3	R4	R5
生活福祉資金(新型コロナ特例貸付)相談件数	601件	191件	85件	43件
生活福祉資金(新型コロナ特例貸付)貸付件数(新規)	169件	61件	14件	—
生活福祉資金(本則)相談件数	14件	22件	31件	57件
生活福祉資金(本則)貸付件数(新規)	1件	1件	0件	3件

生活福祉資金貸付事業（新型コロナ特例貸付）相談状況

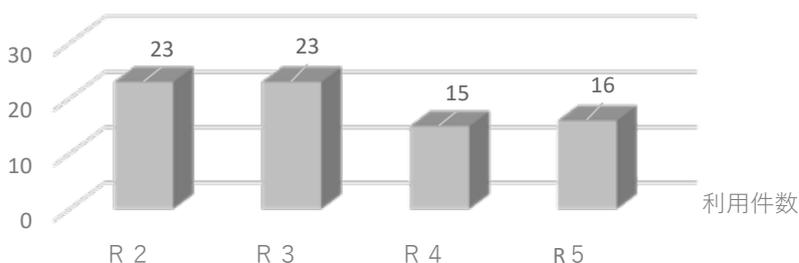


新型コロナの感染拡大により、2年度には生活費が必要な方からの相談が後を絶たず、市社会福祉課と連携し、資金の貸付や食の支援など生活困窮者を支援しました。食の支援から細かな聞き取りができ支援機関に繋がりました。特例貸付は令和4年9月まで続きました。

## ○日常生活自立支援事業

主な内容	R2	R3	R4	R5
実利用者数	23名	23名	15名	16名
新規利用者数	7名	2名	2名	2名
生活支援員派遣回数	417回	318回	266回	233回

日常生活自立支援事業の利用状況

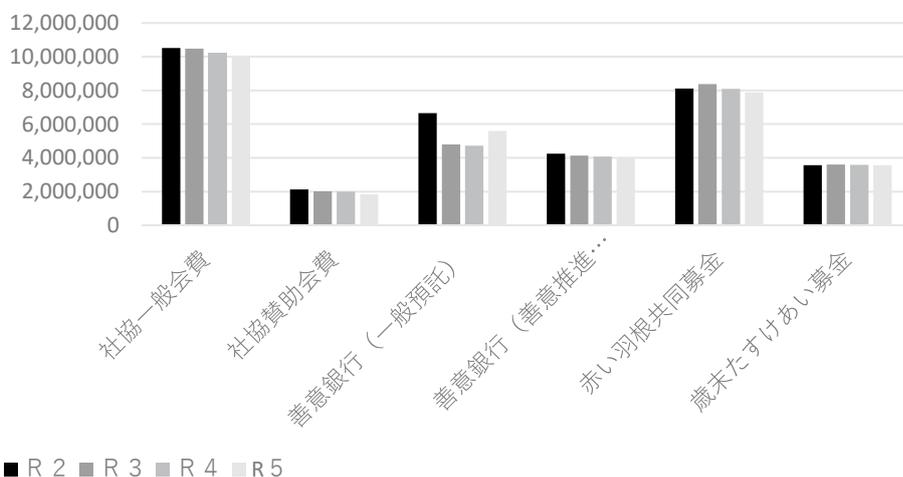


認知症高齢者や精神に障がいのある人、知的に障がいのある人などの権利や意思を尊重して事業を進めました。生活支援員の丁寧な関わりから利用者との信頼関係が構築されており、利用者の安心と自立に繋がっています。

## ○地域福祉財源

主な内容	R2	R3	R4	R5
社協一般会費	10,527件 10,526,400円	10,506件 10,477,200円	10,226件 10,225,500円	10,072件 10,072,000円
社協賛助会費	828件 2,130,000円	787件 2,006,000円	795件 1,986,000円	729件 1,849,000円
善意銀行(一般預託)	235件 6,646,877円	239件 4,788,139円	240件 4,728,190円	229件 5,583,312円
善意銀行(善意推進月間)	9,846件 3,941,824円	9,603件 3,876,895円	9,647件 3,770,336円	9,401件 3,740,986円
赤い羽根共同募金	10,892件 8,116,036円	11,133件 8,372,908円	11,155件 8,084,276円	11,154件 7,884,606円
歳末たすけあい募金	10,015件 3,568,644円	9,915件 3,599,626円	10,220件 3,574,594円	10,232件 3,556,758円

地域福祉財源の状況



財源は減少の傾向にあるが市民の協力により確保できている。社協活動への理解や協力を得ることで、活動財源としての共同募金、会費、寄付金の確保につながることから、地域との良好な関係や活動のPRに積極的に取り組むことが必要です。

# 第5次地域福祉推進計画策定の流れ

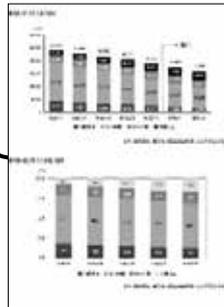
## 社協活動の自己点検

第4次地域福祉推進計画の進捗  
(成果・課題)



## 穴粟市の現状整理と課題抽出

地域福祉計画策  
定アンケート調  
査、統計データか  
ら見る市の現状



小地域福祉活動  
助成事業実績報  
告書や地域カル  
テ (P39 参照) から  
みる自治会の現  
状と課題

自治会		（2025年度～27年度）	
● 基礎データ			
人 口	年少者（18歳以下）		
世帯数	高齢者人口率（65歳以上）		
総戸数	高齢者人口数（65歳以上）		
世帯数・世帯人口	高齢者人口率（75歳以上）		
高齢者数	ひとり暮らし高齢者		
● 役員構成			
役 職	氏 名	所属団体	所属団体
会長			
副会長			
役員数			
● 地域の語りごと（生活・福祉課題）			
● 今後の取組への思い			

穴粟のことを考  
えてみましょう  
シートから見  
てきた課題

穴粟のことを考えてみましょう

「穴粟の現状」を整理し、課題抽出を行います。課題抽出シート（P39参照）から課題抽出してください。

1. 「穴粟の現状」を整理し、課題抽出を行います。

2. 「穴粟の現状」を整理し、課題抽出を行います。

社協活動の自己点検や穴粟市の現状整理と課題抽出を行い、

◎充実していきたい、力を入れていきたいところ

◎「普段の生活」から“ほっとけない”こと ～気になる人や地域の課題など～

意見を出し合い、社会・地域・個別・社協課題に分類した「課題抽出整理表（穴粟市の現状整理シート）」を作成し、課題に対して、解決に向けて住民主体でどのように取り組めるか整理していきました。

## 地域福祉目標・基本目標・社協目標・活動目標の設定

◎課題解決に向けた活動目標の設定

⇒活動目標に向けて、対応策等の整理⇒個別活動目標の設定

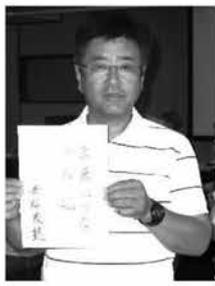
・住民・地域・関係機関ができること ・社協が取り組むこと

◎計画の全体像  
総合体系図の作成

第5次地域福祉  
推進計画の策定  
(2025～2029年度)

●第5次地域福祉推進計画策定委員会

開催日	協議内容
令和6年 7月10日(水) 9:30~11:20 やすらぎ福祉 センター	<p>【第1回策定委員会】 14名出席</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定委員委嘱状交付、委員の紹介、正副委員長の選任</li> <li>研修「社協が策定する地域福祉推進計画」              講師 兵庫県社会福祉協議会地域福祉部              部長 福本 良忠 氏</li> <li>説明 第4次地域福祉推進計画の進捗状況</li> <li>協議 ①計画策定のスケジュールについて              ②こんな実態にしたいを伝えよう！</li> </ul>



メッセージ  
 こんな実態に  
 したい



9月4日(水)  
9:30~11:40  
やすらぎ福祉  
センター

【第2回策定委員会】 11名出席

・ グループワーク

「宍粟のことを考えてみましょう」

- ① 充実していききたい、力をいれていききたいところは？  
～第4次地域福祉推進計画の進捗状況から～
- ② 「普段の生活」から「ほっとけない」ことは？  
～気になる人や地域の課題など～
- ③ 全体共有



★グループワークまとめ(県社協福本部長 ホワイトボードより)

A班

- ① コミュニティ・つながり☺  
～参加しやすい活動～  
・自治会の担い手不足  
・行政の重要性
- ② 子育て・認知症  
・障がいのある人が安心して外出  
～環境整備～  
・便利なところに人が集まる
- ③ 孤立・貧困の共有・見守り  
・相談窓口の明確化  
・アウトリーチ(地域に出かける)
- ④ 困り感を拾える☺  
・知ってもらう  
・自治会・福祉委員の連携  
・身近な活動

B班

- ① 住み続けたいまち  
～良いとこPR～
- ② 相談窓口をわかりやすく  
～社協の充実～  
・広報  
・Youtubeチャンネル
- ③ 課題を話し合える場が多い☺  
～ほっとかない・安心～  
・喫茶  
・オープンハウス  
(誰でも、いつでも)
- ④ 狭間の問題の解消  
・助け合いボランティア  
・相談しやすさ  
・隣近所
- ⑤ 福祉連絡協議会 参画拡大☺  
・特定の自治会だけでなく、  
困っている人もいない人も学ぶ

C班

- ① 高齢者買い物等移動  
・声掛け  
・近くの店を大切に☺  
・(配送) コープ等と連携
- ② つどいの場・居場所・交流☺  
・後継者  
・ニーズを拾う  
・子ども食堂
- ③ 情報共有  
～ネットワーク～  
・発信、集約(行政主導)  
・自治会の活性化  
・こまやかな情報提供
- ④ 相談体制  
・連携  
・一目見てわかる冊子
- ⑤ 雪など困りごと☺  
・有償ボランティア  
・行政も啓発

10月2日(水)  
9:30~11:40  
やすらぎ福祉  
センター

【第3回策定委員会】 14名出席

- ・計画骨子案について
  - 章立て(目次)
  - 体系(地域福祉目標・基本目標・活動目標)
- 資料 目次(第4次計画・第5次計画)
- 活動目標整理表(第4次計画・第5次計画)
- ・グループワーク
  - 【①地域目標、基本目標、活動目標について】
  - 【②活動目標に向けて、住民・地域・関係機関が、できること・していること】

基本目標・活動目標を  
考えるにあたって



地域でこんな活動も  
あるよね



グループ発表



★グループワークまとめ(県社協福本部長 ホワイトボードより)

A班 基本1

男↔女  
夏休みに子どもが集まる場  
活動目標3 「みんなが」漠然としている  
4次計画では表現を明確にしていた



アドバイザーコメント

B班 基本2

活動①-③ 順番を考える  
“地域”とは  
それぞれの隣保・村でも違う  
上手くいっているところとそうでないところ  
自治会のもつ情報  
・防災名簿 住人で作成  
→福祉に役立つ  
・要介護認定者  
→知っているところと知らないところ  
“住み続けたい宍粟”  
どこかで活動

C班 基本3

老人福祉 わからないことが多い  
→周知大事  
相談窓口しらない  
こどもの会  
横に広がる相談  
制度は一律  
会の活動も助け  
社協が何でも相談に乗って  
寄り集まれるところ

11月13日(水)  
9:30~11:45  
やすらぎ福祉  
センター

【第4回策定委員会】

12名出席

・計画骨子案について

○体系(基本目標・活動目標・個別活動目標)

資料 第5次計画 体系(作業部会案)

目標内容(基本目標1~3・社協目標)

・グループワーク

① 地域目標、基本目標、活動目標について

質問・意見・感想などを話し合う

基本目標(1~3)ごとに  
作業部会での経緯を報告



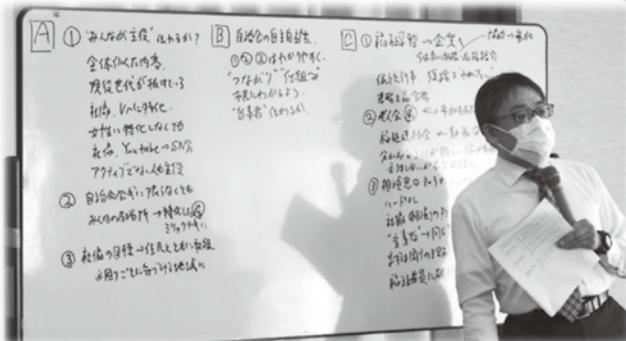
目標・項目内容を協議



「当事者」ってわかりにくい  
「同じ困りごとを持った人」など  
表現をかえてみてはどうか

住民に見ていただく際に意図した  
ことがきちんと伝わるような  
表現を・・・

グループ発表



アドバイザーコメント

令和7年  
2月19日(水)  
10:00~11:30  
やすらぎ福祉  
センター

【第5回策定委員会】 11名出席

- ・ 第5次地域福祉推進計画（最終案）について
  - 第1章 社会福祉協議会とは
  - 第2章 計画の策定にむけて
  - 第3章 第5次地域福祉推進計画
  - 第4章 計画の推進と管理方法
  - 資料編
- ・ 計画承認に向けたスケジュールについて
  - ・ 理事会への報告と承認 3月
  - ・ 評議員会への報告と承認 3月



委員のみなさんから、  
計画の策定に携わった  
ご意見やご感想を頂きました。

計画は、みんなで一緒にやっていくことが  
大事。ハンドメイド（手作り感）がすごく  
大切に自分たちのものになっている。  
みなさんのおかげであったかい計画になった。

アドバイザーコメント



●作業部会

作業部会	開催日	協議内容
第1回	6/24 (月)	計画策定に向けて(社協職員行動原則・めざす職員像) / 第4次地域福祉推進計画の取組 / 第1回策定委員会の内容/今後の作業部会の進め方
第2回	7/1 (月)	第4次地域福祉推進計画の進捗状況について / ①課題抽出②骨子案の作成について / 次回作業部会までの宿題
第3回	7/25 (木)	第1回策定委員会の振り返り(研修を受けて・策定委員の思い) / ①課題抽出②骨子案の作成
第4回	8/21 (水)	①課題抽出②骨子案の作成/第2回策定委員会の資料確認/ グループワークの進め方
第5回	9/11 (水)	第2回策定委員会の振り返り/ グループワークで出た意見の整理/次回作業部会までの宿題
第6回	9/19 (水)	基本目標および活動目標の確認について / 第3回策定委員会の内容(骨子案・グループワーク) / グループワークの進め方
第7回	10/9 (水)	第3回委員会の振り返り/ グループワークで出た意見の整理/各章立ての進捗状況確認/次回委員会での内容/ 次回作業部会までの宿題
第8回	10/23 (月)	活動目標及び個別活動目標(住民・地域・関係機関ができること・社協が取り組むこと)の作成(グループワーク) / 第4回策定委員会の内容/ グループワークの進め方
第9回	11/13 (水)	第4回策定委員会の振り返り/活動目標及び個別活動目標(住民・地域・関係機関ができること・社協が取り組むこと)の修正
第10回	12/4 (水)	活動目標及び個別活動目標(住民・地域・関係機関ができること・社協が取り組むこと)の修正
第11回	2/3 (水)	素案の修正、最終確認(委員会提出用作成) / 第5回策定委員会について
第1～9回		第1～4回は、課題抽出班と骨子案班に分かれ、第5回からは、3つの基本目標ごとの班で作業部会以外にそれぞれ作業を進めた。
1/24(金)～ 1/31(金)		第5次地域福祉推進計画(素案)を届け、策定委員の意見を集約。素案を修正。

## 用語解説

### あ 行

#### OODA (ウーダ) ループ

アメリカの軍事戦略家であるジョン・ボイド氏が発明した、先の読めない状況で成果を出すための意思決定方法。Observe(観察)、Orient(状況判断)、Decide(意思決定)、Act(行動)の頭文字をとったもので、わかりやすくいうと「みる」「わかる」「きめる」「うごく」という意味。

### か 行

#### ガバナンス

統治のあらゆるプロセスをいう。政府、企業等の組織の他、領土、IT システム、権力などにも用いられる広い概念である。組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与を行う、意思決定、合意形成のシステム。

### さ 行

#### 災害ボランティアセンター

被災地を中心とした内外のヒト・モノ・資金・情報をつなげ、コーディネートする拠点として設置される。多くの場合は、社会福祉協議会がその運営の中核的な役割を担う。

#### ジェンダー

男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味する。

#### 事業継続計画 (BCP)

Business Continuity Plan の略で、大規模災害などの不測の事態を想定して、事業の継続や復旧を速やかに遂行するために策定される計画をいう。

#### 社会福祉法人連絡協議会

地域社会への貢献をめざす、高齢、障がい、子どもの分野等の社会福祉法人のネットワークとして、会員相互の情報交換を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。宍粟市では、「宍粟市社会福祉法人連絡協議会」を組織化し、会議を定期的開催し、情報交換や研修会等計画実施している。

#### 善意銀行

技術、労力、金品の預託を受け、助けを必要とする人とボランティアとの間をとりもつ制度である。預託されるのは金品が中心だった。社会福祉協議会の発案により、ボランティア活動を推進する動きとして 1962 年から徳島県や大分県で始まった。

## た 行

### 地域カルテ

人口などの統計データや地域資源、地域活動を地区ごとに整理し、その地区の特徴や地域活動情報等をまとめたもの。

地域の課題を広く地域住民の方と共有し、課題解決に向けた取り組みを進めるためのツールとして活用します。地域住民の方や地域の関係団体との話し合いを重ねていくことで、地域の新たな魅力の発見や住民同士の出会いを生むなど、地域への愛着を高める効果も期待される。

### 地域生活課題

地域住民が抱えている生活課題の領域の拡大とともに、深刻化している高齢者・障がいのある人・児童分野などの福祉課題を一体的にとらえる用語として、本計画で用いている。

## な 行

### ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人もない人も互いに支え合い地域で生き活きと豊かに暮らしていける社会を目指す。だれもが当たり前で生活ができることを地域社会の中で保障しようとする人権・平等の考え方。

## は 行

### 8050問題

80代の親と50代の子が同居し、経済的・社会的に困窮する状態を指します。働いていない中高年の子どもと要介護認定を受けている高齢の親という構図が特徴的で、社会の高齢化とともに深刻さが増している。

### PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4つの工程をサイクルとして繰り返すことにより、業務を継続的に改善する。

### ひきこもり

仕事や学校など社会的参加を回避し家にとどまり、家族以外とほとんど交流がない人の状況を指す。現時点では、日本の厚生労働省はこうした状態が6か月以上続いた場合を定義としている。

## や 行

### ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

## 第5次地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

**第1条** 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくりをめざし、第5次地域福祉推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、委員会規程に基づき、第5次地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の選任及び任期)

**第2条** 委員会は、15人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 理事・評議員
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉に関係する各種機関等を代表する者
- (4) 地域に関係する各種機関等を代表する者
- (5) 行政・専門機関の職員
- (6) その他会長が必要と認める者

2 委員は会長が委嘱する。

3 委員の任期は、会長が委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(正副委員長)

**第3条** 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を統括し、委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代理する。

(関係者の出席)

**第4条** 委員会は、必要があると認めたときは、関係者を委員会に招き意見を聞くことができる。

(理事会への報告)

**第5条** 委員会は、必要に応じ計画の策定段階の状況を本会理事会へ報告するものとする。

(作業部会)

**第6条** 策定作業を円滑に進めるため、委員会に補助機関としての実務者による作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定作業の細部にわたる検討を行い、本会職員等の実務者で構成する。

(策定手順)

**第7条** 計画は、委員会で策定終了後、本会理事会へ報告し、理事会の議決及び評議員会の議決を得て決定されるものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会  
第5次地域福祉推進計画 策定委員名簿

(敬称略)

	役職名	区 分	氏 名	備 考
1	副委員長	理事・評議員	水口 正己	第4次地域福祉推進計画を進める会副委員長 社協理事・染河内地区連合自治会会長
2	委 員		加治 瑞穂	社協理事・宍粟市コミュニティ支援員 配食サービスボランティア
3	委 員		安井 洋子	社協理事・宍粟市健康福祉部次長
4	委 員	学識経験者	藤原 誠	第4次地域福祉推進計画を進める会委員長 社協評議員・鷹巣自治会長・元学校長
5	委員長	福祉に関係する 各種機関等を代 表する者	西中登美子	第4次地域福祉推進計画を進める会委員 波賀民生委員児童委員協議会副会長 介護予防健康アドバイザー
6	委 員		中野 清美	岸田代表福祉委員・岸田老人クラブ女性部長
7	委 員		赤松 茂範	NPO法人しさわ ワークプラザすぎの木施設長
8	委 員		大路 貴広	第4次地域福祉推進計画を進める会委員・社協評議員 NPO法人ピアサポートひまわりの家事務局長
9	委 員		堀田宇多子	居宅介護支援事業所ちあふる管理者 兼 主任介護支援専門員・野民生委員児童委員
10	委 員	地域に関係する 各種機関等を代 表する者	飯田 聡	第4次地域福祉推進計画を進める会委員 宍粟市商工会総務課課長
11	委 員		橋本 俊明	宍粟市老人クラブ連合会副会長 城下第1悠々会会長(千本屋)
12	委 員		坂口 知巳	宍粟市社会福祉法人連絡協議会 社会福祉法人波賀の里福祉会 かえで園 施設長
13	委 員		山本 裕子	こども食堂宍粟市連絡会 こども食堂「かれーやさん」・ふらっとルームあけび代表
14	委 員	行政・専門機関 の職員	中尾 善弘	宍粟市市民生活部次長兼まちづくり推進課課長
15	委 員		中田 吏	宍粟市教育委員会学校教育課課長
	アドバイザー		福本 良忠	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部部長
	役 員		岸本 年生	宍粟市社協会長

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会  
第5次地域福祉推進計画 職員名簿

	氏名	所属部署・役職	備考
1	中村 司	事務局長	
2	春名 豊滋	事務局次長兼山崎支部長	
3	前野 瑞恵	事務局次長兼総務課長	
4	東 由美	事務局次長兼介護福祉課長	
5	波多野 好則	地域福祉課長	リーダー
6	山本 めぐみ	地域福祉課副課長兼地域支援係長	主担当
7	坂本 幸子	地域福祉課副課長	副担当
8	森谷 直明	地域福祉課係長	作業部会
9	横山 洋子	地域福祉課 個別支援係長	作業部会
10	西村 恵	地域福祉課 生活支援コーディネーター	作業部会
11	田中 万葉	地域福祉課 コミュニティワーカー	作業部会
12	福元 大地	地域福祉課 コミュニティワーカー	作業部会
13	横野 美香	介護福祉課 ヘルパーステーションみなみ 管理者	作業部会
14	井上 智子	介護福祉課 宍粟市社協やまさき 管理者	作業部会
15	藤本 景子	介護福祉課 相談支援センターゆめぷらん 管理者	作業部会
16	野口 季	総務課係長	作業部会

---

## 宍粟市社協 第5次地域福祉推進計画

2025（令和7）年4月発行

編集・発行 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

〒671-4137 兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地

電話 0790-72-8787 FAX 0790-72-8788

<http://www.shiso-wel.or.jp>

E-mail:shakyo@shiso-wel.or.jp

---

穴粟市社協 第5次地域福祉推進計画

2025年度～2029年度

# 支え合い ふくしプラン

みんなですすめよう ふくしでまちづくり

～「ほっとけない」を ほっとかない穴粟に～

